

第2次米子市まちづくりビジョン（仮称）策定について

1 第2次米子市まちづくりビジョン（仮称）計画策定の趣旨

本市では、令和2年3月に「米子市まちづくりビジョン（第4次米子市総合計画及び第2期米子市地方創生総合戦略）」（計画期間：令和2年度～令和6年度）を策定し、各施策を推進しています。

このたびの計画策定は、令和6年度末に基本計画の期間が終了することに伴い、新たなまちづくりビジョンを市政を運営するためのまちづくりの指針として策定するものです。

令和6年度末に新市誕生20周年を迎える本市において、市の将来像である「住んで楽しいまち よなご」を市民の方に実感していただけるよう、人口減少や少子高齢化等の諸課題に迅速かつ柔軟に対応しながら、まちづくりを推進します。

2 総合計画・総合戦略の位置付け

本市は、「米子市民自治基本条例」第24条に規定されている「総合計画」及び「まち・ひと・しごと創生法」第10条に規定されている「市町村まち・ひと・しごと総合戦略」として、まちづくりビジョンを令和2年3月に策定しました。

この度、新たに策定するまちづくりビジョンについても、「第5次米子市総合計画及び第3期米子市地方創生総合戦略（仮称）」として位置づけ、愛称を「第2次米子市まちづくりビジョン（仮称）」とするものです。

※2023年度に国は、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を抜本的に改訂し、「デジタル田園都市国家構想総合戦略」を新たに策定しました。市町村の総合戦略は、国及び県の新たな総合戦略を勘案して策定する必要があります。

[参考1]米子市民自治基本条例（抜粋）

第24条 市は、総合的かつ計画的な市政運営を図るための計画（以下「総合計画」といいます。）を策定します。

2 市は、総合計画について、適宜、検討及び見直しを行います。

3 市長は、総合計画の達成状況のほか、前項の規定により検討及び見直しを行ったときは、その結果を公表します。

[参考2]まち・ひと・しごと創生法（抜粋）

第10条 市町村（略）は、まち・ひと・しごと創生総合戦略（都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略が定められているときは、まち・ひと・しごと創生総合戦略及び都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略）を勘案して、当該市町村の区域の実情に応じたまち・ひと・しごと創生に関する施策についての基本的な計画（次項及び第三項において「市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略」という。）を定めるよう努めなければならない。

2 市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略は、おおむね次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 市町村の区域におけるまち・ひと・しごと創生に関する目標
- 二 市町村の区域におけるまち・ひと・しごと創生に関し、市町村が講すべき施策に関する基本的方向
- 三 前二号に掲げるもののほか、市町村の区域におけるまち・ひと・しごと創生に関し、市町村が講すべき施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項

3 計画の名称

新たな総合計画の名称は、「第5次米子市総合計画及び第3期米子市地方創生総合戦略（仮称）」とし、愛称を「第2次米子市まちづくりビジョン（仮称）」とします。

ただし、今後の策定審議会等の協議によっては、これを変更する場合もあります。

4 計画の構成

新たな総合計画は、基本構想及び基本計画で構成します。

（1）基本構想（ビジョン）

基本構想（ビジョン）は、市政推進の長期的な展望に立ちながら、「市の将来像」とその実現のための市政の柱となる目標を「まちづくりの基本目標」として掲げ、具体的に取り組む施策を「まちづくりの基本方向」として体系的に示します。

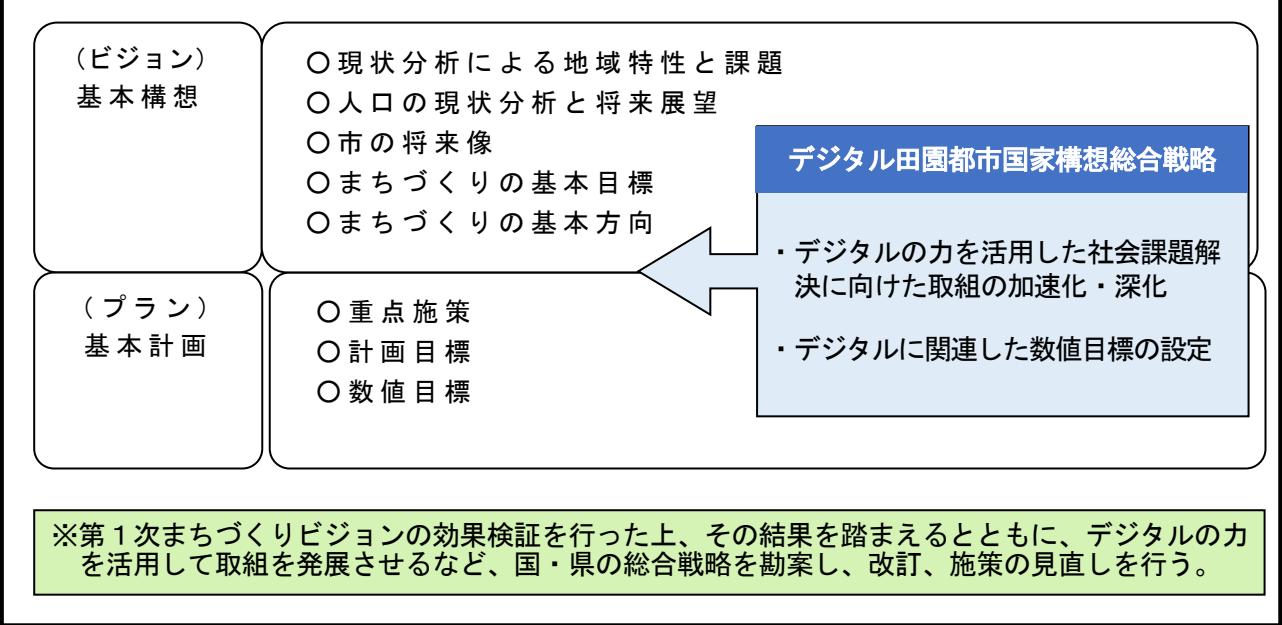
※現行の基本構想の計画期間は、令和2年度から令和11年度までの10年間とされています。

（2）基本計画（プラン）

基本計画（プラン）は、基本構想（ビジョン）で掲げた「市の将来像」、「まちづくりの基本目標」を実現するための施策について、「まちづくりの基本方向」ごとに現状と課題を整理し、今後特に重点的に取り組む視点で「計画目標」や「主な取組」、「数値目標」を示すこととします。

計画期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間とします。

（参考）第2次まちづくりビジョン（仮称）のイメージ図

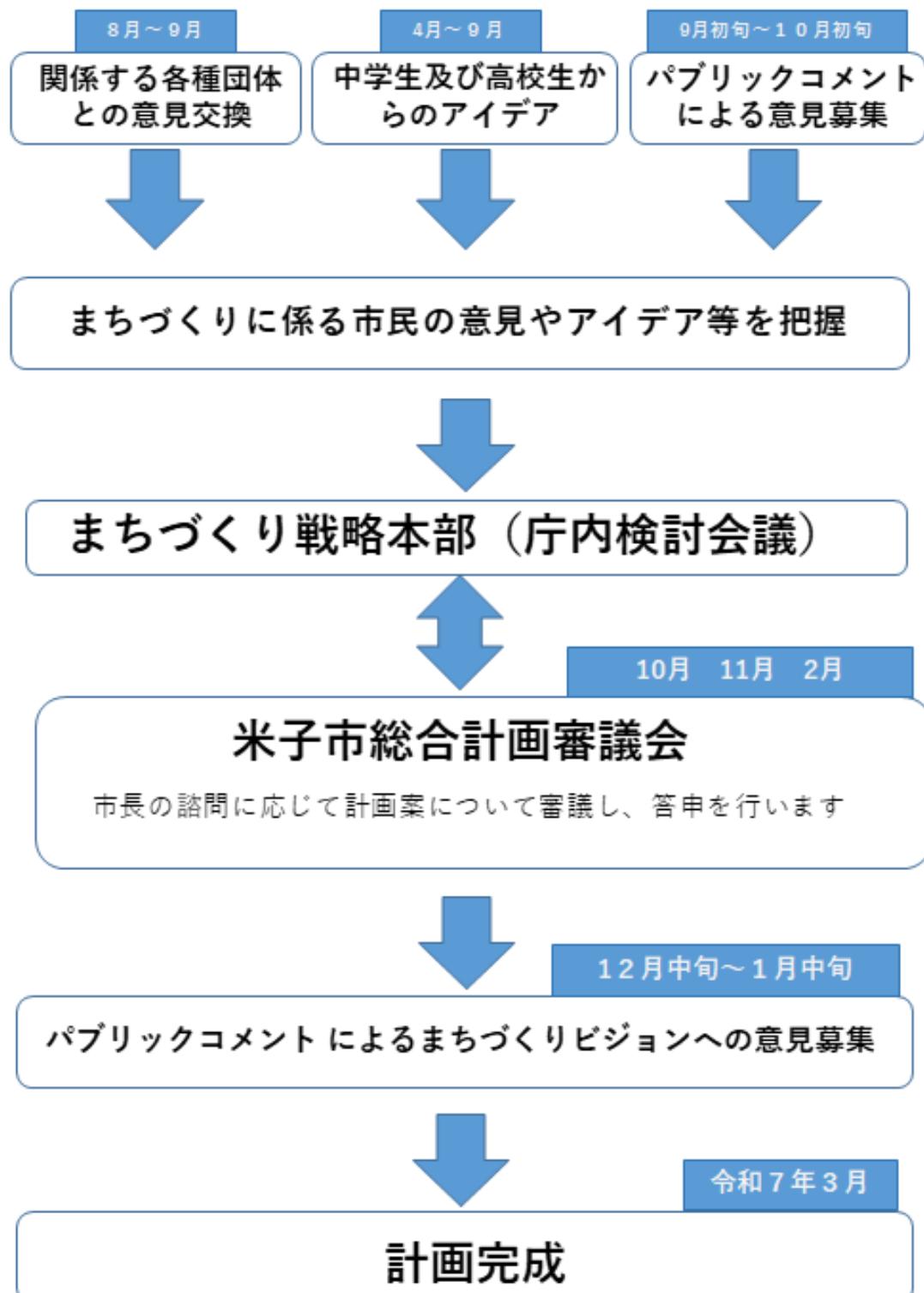


5 計画期間

現行の基本構想の計画期間は令和2年度から令和11年度までの10年とされています。基本計画の計画期間は令和7年度から令和11年度までの5年としますが、いずれも社会情勢の変化等に伴い必要に応じて随時見直しを行います。

6 計画策定体制

総合計画の策定にあたり、次のような体制で取り組むこととします。



※基本構想が変更となる場合は議会の議決を得た後に計画完成となります。